

7. 契約書（請負・売買）について

〔建築・購入〕申請の手引き（P 34～35）を参照してください。

19

「(建築の場合)工事請負契約書、(購入の場合)不動産売買契約書」が提出されていない

申請者と、工事施工者（または宅建業者等）と取り交わした契約書を提出してください。

契約書の提出ができない場合には、申請対象外となりますので施工した工事業者等にご相談ください。

20

契約書で確認する項目「契約した工事内容(〇〇邸新築工事、分譲住宅の売買等)」の記載等が確認できない

契約書において、新築工事や建て替え工事等の工事名称（または内容）が記載されていない場合には、確認のご連絡をさせていただく場合があります。

別途、変更契約書等で工事内容の確認できる資料（コピー可）がある場合には一緒に提出してください。

契約書における必要項目は以下のとおり

- ・契約日
- ・契約内容（新築工事や建替え工事等の記載があること）
- ・契約した住宅の住所（*）
- ・工事代金（消費税率または消費税額が記載されていること）
- ・発注者の記名・押印
- ・請負者の記名・押印

* 契約した住宅の住所が、住民票（または届出避難場所証明書の避難先住所）と異なる場合には、別途、申請する建物と住所が同一であることが確認できる資料（住所の決定通知や建築確認済証等）を提出してください。